

鹿児島市水道局下水道マンホール蓋のデザインの使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鹿児島市水道局（以下「局」という。）が使用する下水道マンホール蓋の表面デザイン（以下「デザイン」という。）を使用する際の取扱いについて必要な事項を定めることにより、デザインの適正な活用を図り、もって本市の下水道に対する市民等の理解及び関心の向上に資することを目的とする。

(デザインの使用)

第2条 この要綱の対象となるデザインは、別図に定めるとおりとする。

2 デザインの使用用途は、ダクタイル鋳鉄製の宅地内に設置する排水設備等の汚水蓋及びハンドホール蓋等に限る。

3 デザインに関する著作権は、局に属する。

(デザインの使用申請)

第3条 デザインを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ鹿児島市水道局下水道マンホール蓋のデザイン使用承認申請書（別記様式第1号。以下「使用承認申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) デザインの使用に係る企画書
- (2) 申請者の概要が分かる資料
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

(デザインの使用承認)

第4条 管理者は、使用承認申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で、デザインの使用の可否を決定し、その旨を鹿児島市水道局下水道マンホール蓋のデザイン使用（承認・不承認）決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、デザインの使用を承認しないものとする。

- (1) 市及び局の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき。
- (2) 不当な利益を得るためにデザインを使用し、又は使用するおそれがあると認められるとき。
- (3) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的にデザインを使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 特定の個人、法人、政治、思想又は宗教活動を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは誤解を与えるおそれがあると認められるとき。

- (6) 市若しくは局の事業又は市若しくは局が認めた関連事業を推進する上で支障があると認めるとき。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当する行為又は類する行為にデザインを使用するとき。
- (8) 暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）であると認める者がデザインを使用するとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、管理者がデザインの使用について不相当と認めるとき。

2 管理者は、デザインの使用の承認決定にあたり、必要な条件を付することができる。

（使用料）

第5条 デザインの使用は、無償とする。

（遵守事項）

第6条 デザインの使用承認を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) デザインの使用の承認決定を受けた用途のみにデザインを使用すること。
- (2) 第4条第2項の規定により付された条件に従ってデザインを使用すること。
- (3) 管理者が必要と認める場合を除き、デザインを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) デザインを使用する物品等の製造を第三者に委託する場合は、受託者がこの要綱の規定に違反することがないよう管理監督すること。
- (5) デザインを使用する物品等の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。

（使用方法）

第7条 デザインは、定められた形状、色等に従って正しく使用するものとし、その一部のみを使用し、又は変形して使用することはできない。ただし、管理者が必要と認めた場合はこの限りでない。

（規格の報告）

第8条 使用者は、デザインを使用して製作物を作成しようとするときは、鹿児島市水道局マンホール蓋のデザイン使用製作物規格書（別記様式第3号。以下「規格書」という。）を提出し、製作物の規格について承認を受けなければならない。

2 管理者は、規格書の提出があったときは、その内容を審査した上で、製作物の規格の可否を決定し、その旨を鹿児島市水道局下水道マンホール蓋のデザイン使用製作物規格（承認・不承認）決定通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(使用実績の報告)

第9条 使用者は、デザインを使用して製作物を作成したときは、速やかに、鹿児島市水道局マンホール蓋のデザイン使用報告書（別記様式第5号）を提出しなければならない。

(承認内容の変更申請)

第10条 使用者は、デザインの使用の承認決定を受けた内容について変更が生じたとき又は変更しようとするときは、速やかに管理者に対し、鹿児島市水道局下水道マンホール蓋のデザイン使用変更届出書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添付して届け出なければならない。

(1) 変更の内容が確認できる資料

(2) 鹿児島市水道局下水道マンホール蓋のデザイン使用承認決定通知書（別記様式第2号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

2 管理者は、前項の規定による変更の届出があったときは、その内容を審査した上で、当該変更の承認の可否を決定し、その旨を鹿児島市水道局下水道マンホール蓋のデザイン使用変更（承認・不承認）決定通知書（別記様式第7号）により、使用者に通知するものとする。

3 使用者は、変更の届出の承認後においても、第6条の規定を遵守しなければならない。

(承認の取消し等)

第11条 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、デザインの使用の承認決定を取り消すものとする。この場合において、管理者は、その旨を鹿児島市水道局下水道マンホール蓋のデザイン使用承認決定取消通知書（別記様式第8号）により、使用者に通知するものとする。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段によりデザインの使用の承認決定を受けたと認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定によりデザインの使用の承認決定を取り消された使用者は、デザインの使用の承認決定により作成された物品等をいかなる場合であっても使用してはならない。

3 デザインの使用の承認決定を受けずにデザインを使用した場合、承認を受けた内容と異なる内容で使用されている場合及びデザインの使用の承認決定を取り消したにも関わらずそのデザインの使用を中止しない場合は、管理者は、使用者に対してそのデザインの使用の差し止め等の請求又は必要な指示等を行うことができる。

4 デザインの使用の承認決定の取消しにより使用者に生じた損害について、局はその責めを負わない。

(損害等の責任)

第12条 使用者がデザインの使用によって、又はデザインを使用した物品等を原因とする事故等により第三者に対して与えた損害等については、局は、損害賠償その他の法律上の責めを負わない。

(損害賠償)

第13条 使用者が、デザインの使用に際して、故意又は過失により局に損害を与えた場合は、局はその賠償を請求することができる。

(権利設定の禁止)

第14条 使用者は、デザインに係る一切の権利を設定又は登録してはならない。

2 この要綱による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してデザインを利用する権利を付与するものではなく、また、使用者及び申請により作成された製作物等を局が推奨するものでもない。

(第三者に対する承認)

第15条 管理者は、使用者の制作物等と同一又は類似の制作物等について、使用者以外の者から使用申請書の提出があったときは、承認をすることができるものとする。この場合において、使用者は、当該承認について何らの異議を述べることはできない

(経費等の負担)

第16条 局は、この要綱による使用承認の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別図（第2条関係）



薩摩切子柄マンホール

ただし、文字及び番号はデザインに含まない。

別記

様式第 1 号（第 3 条関係）

鹿児島市水道局下水道マンホール蓋のデザイン使用承認申請書

年 月 日

鹿児島市 水道事業及び
公共下水道事業管理者 殿

（申請者）住所

氏名

（法人にあつては、事務所の所在地及び代表者の氏名）

鹿児島市水道局下水道マンホール蓋のデザインの使用について、鹿児島市水道局下水道マンホール蓋のデザインの使用に関する要綱第 3 条第 1 項の規定により、下記の通り申請します。

記

| | |
|---------|--|
| 使用デザイン名 | |
| 使用目的 | |
| 使用用途 | |
| 添付書類 | ・デザインの使用に係る企画書 ・申請者の概要が分かる資料 ・その他（ ） |
| 担当者 | （所属、氏名、電話番号等） |

様式第2号（第4条関係）

水下建第 号
年 月 日

鹿児島市水道局下水道マンホール蓋のデザイン使用（承認・不承認）決定通知書

様

鹿児島市 水道事業及び
公共下水道事業管理者

年 月 日付けで申請のあった鹿児島市水道局下水道マンホール蓋のデザイン使用について、鹿児島市水道局下水道マンホール蓋のデザインの使用に関する要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

| 決定の内容 | ・承認する | ・不承認とする |
|---------|-------|---------|
| 承認番号 | 第 号 | |
| 使用デザイン名 | | |
| 使用目的 | | |
| 使用用途 | | |
| 承認の条件 | | |
| 不承認の理由 | | |

様式第3号（第8条関係）

鹿児島市水道局下水道マンホール蓋のデザイン使用製作物規格書

年 月 日

鹿児島市 水道事業及び
公共下水道事業管理者 殿

（使用者）住所

氏名

（法人にあつては、事務所の所在地及び代表者の氏名）

年 月 日付け水下建第 号で承認された鹿児島市水道局下水道マンホール蓋のデザインの使用について、下記のとおり製作物を作成したいため、鹿児島市水道局下水道マンホール蓋のデザインの使用に関する要綱第8条第1項の規定により、下記の通り申請します。

記

| | |
|---------|---------------|
| 承認番号 | |
| 使用デザイン名 | |
| 使用用途 | |
| 規格 | |
| 製作数量 | |
| 担当者 | (所属、氏名、電話番号等) |

※製作物の規格（形状、寸法、色、デザイン、材質）が分かる図面等を提出してください。

様式第4号（第8条関係）

水下建第 号
年 月 日

鹿児島市水道局下水道マンホール蓋のデザイン使用製作物規格（承認・不承認）決定通知書

様

鹿児島市 水道事業及び
公共下水道事業管理者

年 月 日付けで申請のあった鹿児島市水道局下水道マンホール蓋のデザインを使用した製作物の規格について、鹿児島市水道局下水道マンホール蓋のデザインの使用に関する要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

| 決 定 の 内 容 | ・ 承認する | ・ 不承認とする |
|-------------|--------|----------|
| 使用デザイン名 | | |
| 使 用 用 途 | | |
| 製 作 数 量 | | |
| 規 格 | | |
| 承 認 の 条 件 | | |
| 不 承 認 の 理 由 | | |

様式第5号（第9条関係）

鹿児島市水道局下水道マンホール蓋のデザイン使用報告書

年 月 日

鹿児島市 水道事業及び
公共下水道事業管理者 殿

（使用者）住所

氏名

（法人にあつては、事務所の所在地及び代表者の氏名）

年 月 日付け水下建第 号で承認された鹿児島市水道局下水道マンホール蓋のデザインの使用について、下記のとおり報告します。

記

| | |
|---------|---------------|
| 承認番号 | |
| 使用デザイン名 | |
| 使用目的 | |
| 使用用途 | |
| 製作数量 | |
| 担当者 | (所属、氏名、電話番号等) |

※完成品の形状、寸法が分かる写真を提出してください。

様式第6号（第10条関係）

鹿児島市水道局下水道マンホール蓋のデザイン使用変更届出書

年 月 日

鹿児島市 水道事業及び
公共下水道事業管理者 殿

（届出者）住所

氏名

（法人にあつては、事務所の所在地及び代表者の氏名）

年 月 日付け水下建第 号で承認決定を受けた鹿児島市水道局下水道マンホール蓋のデザインの使用について、内容を変更したいので、鹿児島市水道局下水道マンホール蓋のデザイン使用に関する要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

| 承認番号 | 第 号 | |
|-------|--|-----|
| 変更内容 | 変更前 | 変更後 |
| | | |
| | | |
| 変更の理由 | | |
| 添付書類 | ・変更の内容が確認できる資料 ・鹿児島市水道局下水道マンホール蓋のデザイン使用承認決定通知書 ・その他（) | |
| 担当者 | （所属、氏名、電話番号等） | |

様式第7号（第10条関係）

水下建第 号
年 月 日

鹿児島市水道局下水道マンホール蓋のデザイン使用変更（承認・不承認）決定通知書

様

鹿児島市 水道事業及び
公共下水道事業管理者

年 月 日付けで申請のあった鹿児島市水道局マンホール蓋のデザイン使用変更届出書について、鹿児島市水道局マンホール蓋のデザインの使用に関する要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

| 決定の内容 | ・承認する | ・不承認とする |
|--------|-------|---------|
| 承認番号 | 第 号 | |
| 変更内容 | 変更前 | 変更後 |
| | | |
| | | |
| 承認の条件 | | |
| 不承認の理由 | | |

様式第8号（第11条関係）

水下建第 号
年 月 日

鹿児島市水道局下水道マンホール蓋のデザイン使用承認決定取消通知書

様

鹿児島市 水道事業及び
公共下水道事業管理者

年 月 日付け水下建第 号で承認決定したマンホール蓋のデザインの使用
については、鹿児島市水道局下水道マンホール蓋のデザイン使用に関する要綱第11第1項の
規定により、下記の理由により承認決定を取り消すことに決定したので通知します。

記

取消しの理由